

〈研究ノート〉

民族的同化についての試論

南 有 哲

はじめに一本稿の問題意識

1980年代後半以降日本は本格的に移民受入国へと転じ、結果としての地域社会の多国籍化・多民族化が進行しつつあるが、こういった事態は日本国民に対して、民族問題を「国際問題」としてではなく「国内問題」あるいは「地域内問題」として把握しこれへの確に対処することを、喫緊の課題として提起している。無論、これまでも在日コリアンあるいはアイヌといった民族的少数派が日本国内に厳然として存在していたし、解決されるべき少なからぬ課題が提起されていたのであるが、「単一民族国家・日本」なる仮構が有効に機能するなかで、日本国民がこれに正面から向き合う機会は決して多くはなかった。しかし、来日外国人に関わる諸課題への対処を迫られるなかで、まず地方自治体さらには中央政府においても、事態を「地域の国際化」として把握し、いまや「多文化共生」政策を打ち出さざるを得ない地点にまで立ち至っている。

かかる状況がわれわれに提起する理論的課題の一つが「民族的同化」についての評価である。日本社会への移民の定着と世代交代が進むなかで、移民二世・三世の日本社会への同化が急速に進展していくことが予想されるが、それは民族的多数派および少数派の双方にとって「望ましい＝促進すべき」ことなのか、それとも「望ましくない＝回避すべき」ことであるのかが、鋭く問われてくるように思われる。小論の課題は、上記の問題に対して、「民族」をはじめとした関連する基礎概念についての私見を整理して提示し、それを踏まえた上で民族的同化の何たるかについて考察し、しかる後に「人間の『民族としての解放』」という見地に立って、民族的同化への評価を試みる。

1 関連する基本概念をめぐって

(1) 民族とは何か

今日、民族の問題をアイデンティティや意識の問題に還元する傾向が非常に強いが、ある種の社会的要素が我々をして「民族的」「エスニック」と知覚されること、そしてそのような要素が社会紛争の激化をもたらし、人々の苦痛を増大させていることは、民族を民族たらしめる客観的で本質的な要素が存在することを予感させる。

私見によれば、民族の本質は「生命再生産過程を担う社会関係を媒介する記号体系の共有」と規定される。人間社会の基底にある「物の生産」は生産関係なる固有の社会関係に担われて

いるが、「物の生産」の目的である「生命の再生産」にもその担い手たる社会関係＝「社会的
生活諸関係」が存在する。ところであらゆる社会関係は担い手たる人間同士の意思疎通を前提
とするが、それを可能ならしめる不可欠の条件は記号体系が人々の間に共有されているとい
うことである。その代表的なものは言語であるが、身振り・動作・行為・事物およびその諸性質
も、一般的にあるいは特定の条件のもとで一定の意味を表示するのであり、記号体系の一環を
なすと理解される。ところで人間が生命再生産活動（＝生活）を行うためには、それを伴にす
る人々との間にそのような記号体系が共有されていなければならないが、このような記号の共
有は主として言語と、そして記号と当為の統一としての「習俗」の共有として現象するわけだ
から、言語と習俗の異同に基づく人間の識別が重要な意味を持つことになり、かくして民族
ethnosの観念が獲得されることになる。私見によれば「民族自決」要求の究極の根拠は、円滑
な生活および発達のための条件としての、記号体系が共有される圏域の確保への衝動である。

このような記号体系の共有が民族概念における客観的契機であるのに対し、これを基盤とし
て成立するのが民族意識である。これは本来他者との差異の自覚に過ぎないが、生命再生産の
危機（への自覚）によって活性化し、自民族への結集と他民族の排斥という心的傾向を生み出
す。また客観的基盤としての記号体系の共有に対して相対的な自立性を持ち、言語や習俗の同
一性が損なわれたもとでも存在することは可能である。これは民族概念における主観的契機で
あると言えるだろう。

(2) 国民国家と民族国家

国家との関わりについての考察抜きに民族問題を理論的に扱うことは不可能である。現代の
国家はすべからず資本制生産を物質的基盤とした国家——資本制国家である。世界に複数の資
本制国家が存在する現状においては、人間と空間に対する排他的支配の資本制国家による相互
承認が、資本の世界的運動にとっての不可欠の条件となるが、この相互承認関係を個別国家に
即して把握した範疇が「主権国家」である。この主権国家によって排他的に支配される人間の
総体が「国民」の第一の意味であるが、かかるものとしての国民（＝国籍保有者の総体）の間
に参政権保持者が増大するにつれて、それは成員間の対等性と排他性を特徴とする政治共同体
としての性格を帯びるようになる。かかる政治共同体こそが「国民」の第二の意味であり、こ
の「国民」によって構成される国家が「国民国家」nation-stateである。

ところで先に述べた民族ethnosは近代という歴史的条件のもとで国家との排他的な結合関
係（＝国家権力の行使による他ethnosの自ethnosへの同化／排斥）の構築を志向するようにな
り、かくして「民族国家」ethno-stateが成立する。この「民族国家」は上述の「国民国家」と
は異なる範疇であるが、民族国家の志向する社会のethnos的均一化は政治共同体としての「国
民」のもつ排他性と共鳴するため、両者の関係は親和的であり、したがって民族国家と国民国
家は、しばしば重なり合うものとして存在する。

(3) 国民国家衰退論について

「国民国家の衰退」を説く議論は、いわゆる「グローバリゼーション」との関係で展開され

るのが通例である。私見によれば、グローバリゼーションとは、①生産力発展の成果としての地球規模での交通・通信網の発達、および、②それを物質的基盤とした資本および労働の世界的な運動という二つの契機によって構成されているが、こういった事態は社会の多民族化および多国籍化を進展させることにより、民族国家の希求するethnos的均一性と国民国家のもつ排他的共同性を攪乱することになり、結果として民族国家と国民国家への限定的な解体作用を及ぼす。

しかしグローバリゼーションが国民国家を衰退に追い込む、あるいは国家そのものの撤退を促しているといった見方は一面的であると思われる。なぜなら資本制が資本と労働を契機とする敵対的システムである以上、資本にとって国家とは労資対立の発現形態を制御しつつ社会の統合を維持するための不可欠の機構たらざるをえないし、国家の複数性が所与の条件である以上資本は競争のための武器として「他の国家」に対して「自らの国家」を動員せざるをえないからである。したがって衰退論の証左として例示されることも多いEU統合の進展についても、それはむしろ「多民族巨大国民国家の形成」と理解されるべきであると私は考える。アメリカが追求しつつある世界的覇権の強化にしても、それは主権国家の形式的自立性・対等性の否定ではなく、むしろそれを前提として存立しているのであり、したがってアフガンやイラクにおいてそうであるように、アメリカは軍事占領の早期終結と親米的新政府の樹立を目指さざるをえないものと思われる。

国民国家はまさに自らが担ってきた資本制生産の発展によって、その本質的限界としての「狭隘さ」を鮮明なものにしつつあるとはいえ、しかしその解消のための具体的条件が出現するには到っていないのであり、したがってわれわれは人間が「国民の一員たること」を所与の歴史的前提として考察を進めなければならないのである。

2 民族的同化とは何か

(1) 民族的同化の概念

一般的に、民族的同化とはある民族に属する個人もしくは人間集団が他の民族の構成員に移行することであると定義されるであろうが、上述のような民族概念を前提とするならば、「民族的同化」は三つの次元における移行として把握されねばならない。

第一の次元は、民族概念の客観的契機のレベルにおける移行、すなわち他民族の「社会的な生活諸関係を媒介する記号体系（以下「記号体系」と略述）」に習熟し、自在に駆使できるようになることである。

第二の次元は民族概念の主観的契機のレベル、すなわち他民族構成員と「民族意識」を共有し、自らが「その民族の一員」であるという自覚を持つことである。

そして第三の次元は、「国民国家」と二重化して存在する「民族国家」のレベル、すなわち他民族の「民族国家」構成員になること、すなわち自分が所属する国民国家が「われらが民族

の国家」であると認めることである。

(2) 民族的同化の促進要因

かかるものとしての民族的同化を促進する主たる要因は、私見によれば二つ存在する。その一は、民族間力関係の不均衡である。一つの社会に複数の民族が混住し、しかも両者の間の力関係に著しい不均衡が存在する場合、「弱小な」民族に属する諸個人は、自らの生命再生産の条件を可能な限り有利なものにするために、「強大な」民族の構成員が共有する「記号体系」を修得するための意識的努力を行う。成人期にある諸個人にとってはこれは甚だ困難な課題であるが、幼少期にある者にとっては異民族の「記号体系」の習熟は容易であるか、あるいは努力すら不要なことであり、したがって世代交代が進むにつれてこのレベルでの同化は円滑に進行する。もちろん「弱小な」民族が共通生活圏としてのコロニーを形成し、自らの「記号体系」を温存することは可能であるが、しかし上記プロセスの全体としての進行を阻止することは一般に極めて困難である。なお「力関係」を決定する要素としては、「人口」、「経済的生活水準」、「文化的水準」等々を挙げることができよう。

促進要因の第二として挙げるべきは、「国民国家」と「民族国家」の二重性である。国民国家体制の衰退や抜本的転換を近い将来の課題として展望することは不可能であり、したがってわれわれはいずれかの「国民」の一員として生活していかざるを得ないが、かかる状況のもとで国民国家が「民族国家」と二重化して存在しているということは、われわれが国民の一員たろうとするならばそれは同時にある特定の民族の一員たることが要請される、ということの意味する。国民国家の庇護なしに生きていくことが困難である以上、この要請はわれわれに対して民族的同化を促す強烈な外圧として作用することになる。

(3) 民族的同化の阻害要因

他方、民族的同化の主たる阻害要因としては、さまざまな形態における「民族排斥」を挙げることができるであろう。他民族出身者が、「記号体系」のレベルでの同化が進み共に社会的な生活諸関係を担うことができる条件が整った、あるいは国籍を取得することによって同じ「国民」の一員となったにも関わらず、出自についての記憶や形質的特徴等を理由として「民族の一員」たることを認めるのが拒まれるか、あるいは「二級構成員」視されるならば、そのような排斥に対する反発から民族概念の主観的契機たる「民族意識」を強め、結果としてこのレベルにおける民族的同化の進展は阻止される。そして強化された民族意識によって言語や習俗における独自性の保持のための意識的努力が喚起され、「記号体系」レベルでの同化の進行に対して抵抗がなされることになる。すなわち民族概念の主観的契機が、その存立基盤たる客観的契機に対して反作用するのである。

3 民族的同化をどうみるか

(1) 人間の「民族としての解放」

民族の概念についてこれまで述べてきた議論を前提とするならば、民族はその構成員にとって、所与の条件（＝限界）のもとで最大限に円滑な生命再生産と、それに基づいた発達および自己形成の可能性を与えてくれる社会的圏域だということになる。他民族による征服と支配のもとでは、この圏域は攪乱あるいは制限されることになり、結果として被支配民族の構成員の生命再生産過程に障害をひきおこす。であるから、民族運動の根拠は、民族の構成員が円滑な生命再生産を営み、その上での発達と自己形成を実現しようとする要求であり、また民族政策の基本的目標は、諸民族の平和的共存を実現する、少なくとも民族間紛争の暴力化を阻止することによって、民族ひいては社会を構成するところの個々人が、可能な限り円滑にその生命再生産の活動を行えるような条件を整えることである。したがって、民族運動や民族政策が、民族構成員の生活水準の著しい低下や社会の混乱、政治的抑圧の強化といった事態の恒常化に帰結するのだとしたら、それは本末転倒であると言わねばならない。

そのように考えるならば、従来しばしば自明視されてきた「民族の解放」なる戦略課題設定に対しても批判的な捉え返しが求められよう。「民族の解放」とは一般に「民族自決」あるいは「民族自治」に帰結する思想であるが、世界資本主義の下にあっては国家は資本制国家たらざるを得ず、また資本制国家は国民国家たることを要求される。したがって「民族自決」「民族自治」の要求は、もしそれが貫徹されるならば、独立した国民国家、あるいはそれに準ずる政治体の建設を指向することになるが、しかしそれは民族的な要求に基礎を置いているが故に、国民国家への指向と二重化して現れる「民族国家」への指向性を強化する。このことは民族運動の大衆的な基盤を広げ闘争を強化する上で有益であるが、反面では——ボスニアの例がその典型であると言えるが——内外の他民族との摩擦を激化させ地域紛争惹起の可能性を増大させる。そして紛争が長期的な軍事的闘争へと推移してしまえば、関係する諸民族の構成員の生命再生産過程およびそれを前提とした人間発達の条件を著しく制約する。したがって地域紛争の激化をもたらすような「民族の解放」戦略は、その本来の目的に著しく背馳するものとして批判されなければならない。

他方で、かかる見地の対極にあるのが、民族的少数派あるいは自らのアイデンティティにこだわることを批判する見地である。特に、民族的少数派が多数派に比して経済的・文化的に低位にあると見做される場合、少数派の側の民族的アイデンティティへのこだわりは「後進的」「反動的」として強く批判されることになるが、これは「民族的利益」への固執を否定し、「歴史の進歩」なる観念に集約されるような人類的な普遍利益への統合こそ善とする立場——いわば「民族からの解放」とでも呼ばれるべきものであろう。

このような議論の一つの典型が、1848年段階でのエンゲルスの見地であって、その内容は、本稿のテーマとの関連においては、以下のように概括することが可能である。

- ① 歴史の進歩におけるその民族の位置は、その民族の資本主義的発展の能力によって決定される。この能力は「民族の生存能力」と表現されるのであるが、その内容として挙げられるのが人口の大きさ・地理的集中度の高さ・中央集権国家の形成、自立的な民族ブルジョワジーの存在である。この条件を満たす民族が「進歩的・革命的」であり、そうでない民族は「反動的・反革命的」と規定される。
- ② したがって、生存や独立、領土の確保といった諸民族の権利・権益は、その民族の資本主義的発展への貢献度によって差別化されるのが当然だと見なされる。すなわち、独立した国家を構成する権利があるのは、「生存能力」を持った大民族に限定されるのであり、その可能性をもたない小民族が大民族に征服され同化吸収されることは、むしろ積極的に肯定される。しかも、その際に発生するであろう過酷な、あるいは理不尽な事態までもが、やむをえぬものとして承認される。

かかる見地——いわゆる「歴史なき民族」論——は、しかし後年においてエンゲルス自らによって事実上否定された。民族の生存能力やエネルギーを資本主義的発展の可能性だけから評価するような立場から、当該民族の力量をその現実的な存在条件に照らして把握し、具体的に評価しようとする見地へ移行している。特に晩年の著作においては、民族や地域住民の権利権益を「歴史の進歩」「世界史的事実」といった「大所高所」から裁定し差別化するという立場を離れ、小民族・狭小な地域の住民についてもその自由な選択が尊重されるべきとしているが、このことは、エンゲルスにおいて、「社会進歩の条件としての資本主義の発展の問題」として捉える立場から、「平和と民主主義に関わる課題」として捉える立場へと、理論的な見地の変更があったことを示している。

このことは実に示唆的である。人々が自らの民族的アイデンティティに強いこだわりを持ち、それが踏みにじられたと感じた際に強く反発するというのは、動かし難い事実なのである。したがって進歩や革命あるいは経済発展といった普遍的な理念の名の下に小民族の支配民族への同化を無条件に肯定し同化への抵抗を攻撃するということは、平和と民主主義——人々の意思の尊重と地域的・国際的紛争の抑止——を重視する見地に立つならば、ありえないことだと言わなければならない。更に言えば、かかる「民族からの解放」と呼ぶべき見地は、現に存在する民族的要求に対して現実的な方策の提起をもって応えることができず、ただこれを「反動的」と批判するにとどまるのであり、現実の民族問題に対する具体的な問題提起は、そもそも不可能なのだとおぼやかしなければならない。

民族問題を論じるにあたっては、「民族自決権」といった言葉に端的に示されるように、これまではしばしば「集団としての民族」の権利が問題にされてきた。「集団としての民族」の存続と発展こそが最重要であると考えれば、他民族への同化といった、民族そのものの存亡に関わるような動向に対して否定的になるのは理の当然と言えるであろう。しかし、多民族社会化の一層の進展という状況、あるいは「抑圧民族」のみならず「被抑圧民族」のナショナリズムもまた様々な人権蹂躪に関わってきたという現実を踏まえるならば、これからは「民

族構成員たる個人」の権利こそが、より重視されるべきであろう。現代社会においては、人間ひとりひとりが冒すべからざる人権の担い手として尊重されるべきであるという社会的合意が——世界の現実はそれから程遠いものであるにしても——普遍性をもって形成されつつある。したがって民族政策や民族運動のあり方も、そのことと無縁なものではありえないのであり、例えば「民族自決」あるいは「民族自治」といった問題も、個々人の生活の安定と人権の尊重という観点から考慮されるべきである。

ここで先に述べた民族概念に立ち返るならば、個々の人間にとって自らが属する民族とは、所与の条件（＝限界）のもとで最大限に円滑な生命再生産と、それに基づいた発達および自己形成の可能性を与えてくれる社会的圏域である。ということは、そのような社会的圏域に所属することを個々人が保障されて初めて、人間として尊重され解放されるのだということになる。逆に言えば、民族なるものはあくまで個々の人間の生命再生産・発達・自己形成の条件であるがゆえに尊重され守られるべきものであるから、「民族の大義」のために個々人が犠牲になることは、一つの転倒であるということになる。さらに、個々人の民族性を等閑視した人間解放を説くことは、人間の生命再生産にあたっての根本条件を見ないことになるわけだから、現実の生活条件から遊離した抽象的なものにならざるをえないのも当然である。

このように、本稿の見地からすれば、「民族の解放」および「民族からの解放」の、いずれの立場をも批判的に乗り越えることが可能になるものと思われるのであるが、この見地は「人間の『民族としての解放』」と呼ばれるべきものであろう。

(2) 民族的同化をどう考えるか

上記のような「民族としての解放」なる見地に立つならば、民族的同化の問題はどのように評価されるべきであるのか。同じ社会を構成する諸個人のうち特定の部分が自ら慣れ親しんだ言語や習俗の変更を望まざるを得なくなるような状況それ自体は、個人の円滑な生命再生産に対する阻害要因となるのは明らかである。したがってそのような事態は回避されることが望ましいのであり、民族的少数派に対する同化圧力となるような要因は除去されるべきである。先に述べたように、私見では同化圧力をもたらす原因の最たるものは民族間の力関係の不均衡であるが、それは劣位に置かれた方を強化する方向において、可能な限り是正されねばならない。また、国民の一員として承認されるためには特定の民族に同化しなければならないという状況も阻害要因となるわけであるから、「民族国家」の「国民国家」からの切断、すなわち特定ethnosと国家権力との排他的結合の解消も、戦略的課題として展望されなければならない。

他方、非抑圧状況にあることを自覚する民族運動においては、しばしば「民族のアイデンティティの維持」がスローガンとして掲げられ、支配的あるいは多数を占める民族に対する民族的少数派の同化というものが否定的に捉えられている。かかる文脈においては、民族的少数派の同化を推し進めようとする多数派側の同化政策が糾弾されるのは無論のこと、これに屈し、あるいは乗じて自ら同化を求めようとする民族構成員の要求も、「民族への裏切り」として批判されることになる。しかし、民族的抑圧や摩擦といった諸問題は一朝一夕に解決しうる

ようなものではないから、多民族社会において少数派あるいは弱小な側の民族に属する諸個人のうちの少なからぬ部分が、自らの生存戦略として民族的同化の途を選択することは当然起こり得ることである。そして諸個人のこのような選択に対して、集団としての民族を防衛するためにこの選択を阻止することは、それ自体が個人の権利の侵害につながりかねない行為であり、したがってそれは否定されなければならない。同様に、多数派あるいは強大な側の民族の構成員が、民族的同化を求める人々を拒絶し排斥することも、同じ理由から批判されなければならない。同化をめぐる個人の生活に対する外的抑圧として機能する諸要素と、個人が自らの生活のための条件を確保するために採る選択肢としての同化とは、厳然と区別されねばならないのは明らかであり、前者は可能な限り除去されねばならないが、後者は個人の生存戦略として承認されなければならない。

おわりに

現代において何よりも尊重されなければならないのは、諸個人の意志と権利である。そして民族なるものも、それが諸個人の生活と発達にとって不可欠の社会的圏域であるがゆえに、はじめて尊重されるに値するものとなる。したがって民族的同化を諸個人に強要することは否定されなければならないが、諸個人の意向に反して民族的同化を妨げることも、また否定されなければならない。民族的同化をめぐる問題の核心にあるのは、結局のところ民族的同化そのものの当否ではなくて、「個人の権利」と「集団としての民族の権利」——多数派のそれであれ少数派側のそれであれ——の関係をどう捉えるか、という問題なのだとは私は考えるものである。

参考文献

南 有哲 『民族の理論』、文理閣、2007年。